

支援

C

# 壁面後退奨励金

(支援①老朽建築物除却助成③戸建建替え助成  
④共同住宅建替え助成との併用は不可)



西小山駅周辺の対象路線において、壁面後退を伴う除却を行う場合が対象。

## ■ 奨励金の条件

- 西小山駅前地区地区計画に基づき、「壁面の位置の制限」の規定がある右記図の2路線(にこま通り・えびす通り)において、壁面後退空間を確保するために、既存の建築物の除却を行うこと。
- 除却後の壁面後退空間は歩道上空地とし、維持管理すること。

## ■ 奨励金の額

壁面後退空間の面積に基づき、下記の定める金額

| 面積 | 4㎡未満 | 4㎡以上6㎡未満 | 6㎡以上8㎡未満 | 8㎡以上  |
|----|------|----------|----------|-------|
| 金額 | 40万円 | 60万円     | 80万円     | 100万円 |



## 助成の流れ

## 申請に必要な書類

申請の  
タイミング

## 事前相談



⚠ 交付対象確認申請は、工事着手前に必ず行ってください。

1

申請者 目黒区

交付対象確認申請書の提出

約2週間

交付対象確認通知書の交付

工事着手可能

除却工事完了

- ☐ 交付対象確認申請書(様式はHPへ)
- ☐ 案内図
- ☐ 公図の写し
- ☐ 未納の無いことが分かる納税証明書(申請時の前年度の市区町村民税の納税証明等)
- ☐ 除却前の既存建築物の写真(全景・2枚程度)
- ☐ 道路境界線と壁面後退の位置が分かる図面
- ☐ 委任状(代理人が申請する場合)
- ☐ 承諾書(申請者と建築物の所有者が異なる場合等)
- ☐ 会社の登記事項証明書※(中小企業者の場合のみ)
- ☐ その他区長が必要と認める書類
- 【建替え後の建築物に関わるもの】
- ☐ 配置図
- ☐ 建築確認申請書(第1面から第6面)のコピー
- ☐ 確認済証のコピー

2

助成金等交付申請書の提出

約2週間

助成金等交付決定通知書の交付

- ☐ 助成金等交付申請書(様式はHPへ)
- ☐ 除却前・後の壁面後退空間がわかる写真
- 【建替え後の建築物に関わるもの】
- ☐ 検査済証のコピー

3

助成金等支払請求書の提出

約4週間

入金 ※口座で確認してください。

- ☐ 助成金等支払請求書(様式はHPへ)

※法務局で取得した公印付の証明書になります。(登記情報提供サービスで取得したものは不可。)

申請内容に変更が生じた場合は、速やかにご相談ください。

各種様式  
不燃化特区制度  
区Webページ

